スクラップヤード環境対策技術検討会（第２回）議事概要

１．日　時　令和８年９月２日（水）15:00～17:00
２．場　所　ＴＫＰ新橋カンファレンスセンター・ＷＥＢ会議併用
３．出席者
○委員
＜学識経験者＞
・　寺園　淳（座長）国立研究開発法人 国立環境研究所 企画部 フェロー
・　白鳥　寿一　　　東北大学大学院 環境科学研究科 先進社会環境学専攻 教授
＜自治体＞
・　窪田　哲也　　　三重県 環境生活部環境共生局 資源循環推進課 課長
・　庄山　公透　　　千葉県 環境生活部 次長
＜事業者団体＞
・　阿部　知和　　　一般社団法人 日本自動車リサイクル機構 専務理事
・　木谷　謙介　　　一般社団法人 日本鉄リサイクル工業会 代表理事 会長
・　境　健一郎　　　一般社団法人 電池サプライチェーン協議会
　　　　　　　　　　規制適正化ＴＦリーダー
・　進藤　浩　　　　関東プラスチックリサイクル協同組合 代表理事
・　土本　一郎　　　全日本プラスチックリサイクル工業会 事務局
・　平野　二十四　　日本プラスチック有効利用組合 理事長
・　福田　隆　　　　非鉄金属リサイクル全国連合会 常任理事 渉外部会長
・　藤原　秀也　　　軽金属同友会 会長
・　室石　泰弘　　　公益社団法人 全国産業資源循環連合会 専務理事

○説明者・事務局
・　環境省 環境再生・資源循環局 廃棄物規制担当参事官室

○オブザーバー（事業者団体）
・一般財団法人 家電製品協会
・一般社団法人 ＪＢＲＣ
・一般社団法人 新金属協会
・一般社団法人 全国清掃事業連合会
・一般社団法人 電池工業会
・一般社団法人 特殊鋼倶楽部
・一般社団法人 鉛蓄電池再資源化協会
・一般社団法人 日本アルミニウム協会

・ 一般社団法人 日本アルミニウム合金協会
・ 一般社団法人 日本環境保全協会
・ 一般社団法人 日本鋳造協会
・ 一般社団法人 日本鉄鋼連盟
・ 一般社団法人 日本電子回路工業会
・ 一般社団法人 ビジネス機械・情報システム産業協会
・ 一般社団法人 プラスチックサーキュラーエコノミー推進協会
・ 公益財団法人 日本産業廃棄物処理振興センター
・ 公益財団法人 日本容器包装リサイクル協会
・ ステンレス協会
・ 全国鉛錫加工団体協議会
・ タングステン・モリブデン工業会
・ 電機・電子４団体 事業所関連廃棄物・リサイクル対策専門委員会
・ 日本鉱業協会
・ 普通鋼電炉工業会

〇オブザーバー（省庁）
・ 環境省 環境再生・資源循環局 資源循環制度推進室
・ 環境省 環境再生・資源循環局 容器包装・プラスチック資源循環室
・ 環境省 地球環境局 フロン対策室
・ 経済産業省 GX グループ 資源循環経済課
・ 経済産業省 製造産業局 鉱物課
・ 経済産業省 製造産業局 金属課
・ 経済産業省 製造産業局 素材産業課
・ 経済産業省 製造産業局 自動車課
・ 経済産業省 製造産業局 素形材産業室
・ 経済産業省 商務情報政策局 情報産業課
・ 経済産業省 商務情報政策局 電池産業課
・ 警察庁 生活安全局 生活安全企画課
・ 警察庁 生活安全局 生活経済対策管理官
・ 警察庁 刑事局 組織犯罪対策部国際捜査管理官
・ 法務省 出入国在留管理庁 出入国管理部 警備課
・ 総務省 消防庁 危険物保安室
・ 国土交通省 港湾局 海洋環境課港湾環境政策室
・ 国土交通省 不動産・建設経済局 土地政策課

４．議事次第

（１）「完成品の製造工程」及び「再生原料」の考え方

（２）スクラップヤードに関連する環境・安全関係法令と規制の適用範囲について

（３）自治体へのヒアリング

５．配布資料

資料１	「完成品の製造工程」及び「再生原料」の考え方
資料２	スクラップヤードに関連する環境・安全関係法令と規制の適用範囲について
資料３	スクラップヤード環境対策技術検討会ヒアリング事項について
資料４	三重県のスクラップヤードの現状と課題
参考資料１	参加者名簿
参考資料２	第１回検討会資料に対する意見について
参考資料３	第２・３回スクラップヤード環境対策技術検討会でのヒアリング事項
参考資料４	政省令の規定事項（案）（第１回検討会資料３の抜粋）

６．議事概要

冒頭、事務局の熊倉資源循環グループ長、大井審議官から挨拶を行った。

（1）「完成品の製造工程」及び「再生原料」の考え方

事務局の浅利参事官補佐から資料１の説明を行った。

委員からの意見や質問は以下のとおり。

寺園委員（座長、国立環境研究所）

資料１の１ページ目で、第１回目から検討事項を振り返っていただいた。１番目の保管・再生基準については、第１回で議論した。本日は「完成品の製造工程」と「再生原料」についてである。今御説明いただいたように、「完成品の製造工程」と「再生原料」については、基本的には要適正保管使用済金属・プラスチック物品及び要適正再生使用済金属・プラスチック物品の管理の外側に置くことを狙いとしている。資料５ページを見ると、今回の規制対象である要適正保管使用済金属・プラスチック物品及び要適正再生使用済金属・プラスチック物品が赤枠の中にあり、その外に出るのが「再生原料」と「完成品の製造工程」という形になるため、これらについて説明いただいたということである。「完成品の製造工程」と「再生原料」については、ここがあまり広くなると規制対象が狭くなり、また何か問題が起きることもある。本日は詳しい議論や結論を求めるところまではしないが、現時点で気付いた点があれば、意見や質問をいただきたい。

福田委員（非鉄金属リサイクル全国連合会）

資料５ページの④「再生原料を収集して行われる保管」について伺う。再生原料を収集

し、完成品の製造に向けて出荷する場合、国内で製造されることを前提に規制対象外となるのか。それとも、再生原料を集めて輸出し、海外の完成品製造メーカーが使用する場合も対象外なのか。後者であれば、法律の抜け道になり得ると懸念している。

白鳥委員（東北大学大学院）

資料４ページでは、再生原料を「収集して保管を行っても生活環境保全上の支障を及ぼす蓋然性が低くなった物」としているが、「生活環境保全上の支障」が何を指すのか明確でないと感じる。通常の製造業で原料を、次の製造工程に送る際は、使用可能な水準まで不純物を減らし、有害・危険物を除去した状態が基準になると思う。これまでのヤードの議論では、積み方等に集中して議論してきたため、再生品と結びつける場合は、定義を明確にした方がよいと考える。

庄山委員（千葉県）

資料５ページのイメージ図の④について、１か所で保管が完了する想定か。再生原料が複数の事業者間を回る想定ではないという理解でよいのか、図の意味を確認したい。

阿部委員（日本自動車リサイクル機構）

自動車部品の鉛蓄電池やニッケル水素電池は、リユースを目的に処理されている。使用後に原料として処理する事業者も、再生する事業者もいる。再生の過程では、再利用できる物とできない物が生じる。また、再生を意識せず、原料として処理するだけの事業所もある。使用済みか否かではなく、再利用を目的としたバッテリーの取扱をどのように区分するのか、検討いただきたい。

境委員（電池サプライチェーン協議会）

資料５ページでは、規制対象となる者の範囲を赤枠で示されており、この範囲について確認したい。ある事業者が再生原料を作り、譲渡後に別の事業者が保管する場合は、規制対象外であり、許可不要との認識である。一方、再生原料を作った事業者が出荷前に保管する場合も、規制対象外に含まれるという解釈でよいか。

木谷委員（日本鉄リサイクル工業会）

資料３ページの「完成品の製造工程」と４ページの「再生原料」は、今後、次回、次々回も含めて議論するための頭出しと理解している。資料５ページについて、鉄の場合、①から⑤に移るパターンはないと思う。先ほど輸出の話があったが、国内使用か輸出向けかは本件の議論には関係ないという理解でよいか。鉄については、国内循環を増やす必要がある一方、国内需要を上回る余剰分が輸出されていると認識しており、輸出される鉄スクラップのほとんどは余剰分と考えている。④まで進んだ後、商社を経て海外に行く場合も、メーカーに行く場合もある。ただし、素材によって流通パターンやルート、流通量、消費量が異なるため、素材別に議論するのか、最大公約数で議論するのかを整理する必要がある。おそらく素材別に議論しなければ難しいだろう。一方、第１回でも申し上げたとおり、実際に制度を執行するのは地方自治体のため、素材別に細かく、複雑にしすぎると、運用が分かりにくくなる。そのため、特に保管業、再生業の範囲につ

いては、業として行う行為を規制対象とし、生活環境保全上の支障を及ぼす蓋然性が低くなった物を再生原料とする形にしていただきたい。特に鉄の場合、鉄鋼メーカーの炉に投入できるグレードになった物を再生原料とし、それ以降は規制対象外とする必要がある。第１回でも申し上げたとおり、日本では１日 10 万トンの鉄スクラップが収集され、鉄鋼メーカーに納入されており、日本の粗鋼生産の 25%を占めている。これにナショナルミニマムでない規制がかかって循環が止まれば、粗鋼生産量が減り、自動車向け、家電向け、建築向けの鋼材生産も減少する。これは、循環経済を振興するのではなく、止める行為になる。不適正なものに厳正に対処することには大賛成だが、不必要に規制を厳しくすることには懸念がある。今後、この資料をベースに議論しつつ、結論が異なる場合や、素材によって運用が異なる場合もあるという理解でよいのか伺いたい。

寺園委員（座長、国立環境研究所）

おっしゃるとおり、本日は頭出しであり、これを基に本日議論を行うということではない。

土本委員（全日本プラスチックリサイクル工業会）

資料３、４ページの「完成品の製造工程」や「再生原料」について、工業的なプロセスとして溶解、溶融、融解、鋳造等が示されているが、必ずしもプラスチック再生業で使う言葉ではない。私たちはプラスチックの再生も製造工程と認識している。次回、実際の工程を説明するので、それを踏まえて議論していただきたい。

環境省：塚原企画官

まず、複数委員から御質問のあった再生原料の考え方について、資料４ページのとおり、性状等に即して判断し、生活環境保全上の支障を及ぼす蓋然性が低くなった物と考えていただきたい。そのため、輸出の有無は考慮していない。木谷委員からも御意見があったが、商社を経て流通する場合等があるが、再生原料であれば規制対象外と考える。

また、境委員から御質問のあった再生原料を作った後の保管も規制対象外である。

白鳥委員からいただいた生活環境保全上の支障とは何かという点については、御指摘の有害性の除去に加え、飛散・流出や作業に伴う騒音等も含めて考えている。

阿部委員から御質問のあった鉛蓄電池を再生する場合については、規制対象に含まれると考えている。

土本委員から御質問のあったプラスチックについては、今回の完成品の製造工程の説明で十分にカバーできていなかった。次回、詳しく話を伺い、改めて検討する。

寺園委員（座長、国立環境研究所）

本日はイメージと方向性を示した段階である。個別の論点については、次回以降、それぞれの業界からの説明も踏まえて議論する。

環境省：塚原企画官

先ほどの阿部委員からの御質問について、回答を訂正する。鉛蓄電池を再生（リサイクル）する場合を想定し回答したが、御質問は、再利用（リユース）するための調整を行

う場合も規制対象となるのかという趣旨であった。改正廃棄物処理法による規制対象物品は、使用を終了し、収集された物品のため、リユースが目的であれば、まだ使用を終了していないと考えられる。そのため、使用済金属・プラスチック物品には該当せず、規制対象にはならないと考える。

（２）スクラップヤードに関連する環境・安全関係法令と規制の適用範囲について

事務局の浅利参事官補佐から資料２を説明した。

委員からの意見や質問は以下のとおり。

寺園委員（座長、国立環境研究所）

前回、既存法令で規制されている部分への上乗せ規制は不要ではないかとの意見があった。そこで、スクラップヤードに既存法令が適用される範囲と、適用されない範囲を整理していただいた。様々な規制はあるが、スクラップヤードには適用されにくいものが多いと考える。大気汚染防止法や水質汚濁防止法等は、1960 年代、1970 年代当時の特定施設の考え方が続いており、21 世紀に増えたスクラップヤードは対象に含まれていない。騒音規制法でも、金属加工の液圧プレス機やせん断機等は特定施設だが、スクラップヤードで重機により物を壊す行為等は、既存法令では対応されていないと理解している。

白鳥委員（東北大学大学院）

この資料だけを見ると、全てのスクラップヤードに大気汚染防止法や水質汚濁防止法等の適用可能性を考慮しているように見えるが、実際には、対象となる作業を行う事業者は届出等を行っていると思う。問題は、現行の公害法令も知らないで、ヤード内で作業をやってしまっていると思われるヤードが増えていることである。先ほどの再生原料についても、有害・危険性を除去する明確な決まりはない。現行法令は 1970 年前後に作られたものが多く、そのときの製品や業態に対応しているが、その後に登場したリチウムイオン電池等に十分対応できていない。新しいヤードについては、再生行為に関する決まりができるまでは、現行法だけをベースに安易な許可を出さないという考え方も必要だと思う。また、環境や消防だけでなく、原料を製品にするサプライチェーンの一環として、コンプライアンス、人権、労働安全の観点も考慮していただきたい。

寺園委員（座長、国立環境研究所）

労働安全の確保は重要であるが、守られていることが前提である。生活環境保全上の支障の内容を明確にし、個別法を強化する方法もあるが、ヤードの問題には横断的な規制が適切だと考える。

福田委員（非鉄金属リサイクル全国連合会）

処分業者が申請する際は、関係法令を確認して各自治体に申請していると思う。水質汚濁防止法、大気汚染防止法、騒音規制法、振動規制法等は、対象施設や地域によって規

制対象外となる。実態としてスクラップヤードが生活環境に影響している部分は多く、地域から批判を受けている。一方、個別法だけでは規制されない状況が残るため、何らかの一定の規制は必要である。ただし、全てを対象とする大掛かりな制度ではなく、適切に線引きしていただきたい。

平野委員（日本プラスチック有効利用組合）

個別法の解釈について伺う。私どもの業界では、処理業に加え、次の段階でリサイクルする事業者も多く、ここに挙げられた法令に基づく届出や指導を受けなければ事業ができない。消防法の指定可燃物について、複数のプラスチックが混在する場合は単一素材ではないため対象外との説明だったが、本当にそうなのか。そうすると、容器包装リサイクル法で指導されている事業者も、様々なプラスチックが混在しているため、全て規制対象外になるのか。プラスチックという括りではなく、PE や PP 等の素材ごとに見て、混在していれば単一素材ではないとすると、単一素材として流通する物は多くない。指定可燃物から外れるという理解でよいのか確認したい。

窪田委員（三重県）

県内には廃バッテリーから鉛を再生する事業者があり、大気汚染防止法や水質汚濁防止法の特定施設として一定の生活環境保全措置が講じられている。ただし、個別法に適合していれば問題がないということではなく、事業を適切に行えるかどうかを今回の制度で確認することが重要である。

木谷委員（日本鉄リサイクル工業会）

騒音規制法や振動規制法では、スクラップヤードの重機が特定施設に含まれないとの説明だったが、従来の騒音規制法の対象も特定地域に限定されているのに、今回の改正廃棄物処理法で規制されるヤードだけ特定地域かどうかに拘らず全国一律で規制され、一方で、再生原料になった後は既存法令のみが適用されるのは全体と整合がとれない。半径１キロに誰もいない場所のヤードにも全国一律の基準を適用することは、ナショナルミニマムの考え方とも合わない。産業全体のイコールフッティングも踏まえ、慎重に扱っていただきたい。

土本委員（全日本プラスチックリサイクル工業会）

前回、関係法令の整理をお願いした者として、今回の整理に感謝する。ただし、労働安全衛生関係法令は業界として重く受け止め、日頃から指導を受けている。自治体に権限がないため、自治体ヒアリングには出てこなかったのかもしれないが、労働基準監督署等と連携して法令を適用すれば、保管状況等はかなり改善すると思う。この点は次回、私どもが受け止めている労働安全衛生関係法令について説明したい。また、スクラップヤードという言葉が使われているが、そのイメージが統一されていないと感じる。消防法の資料にある「単一素材のプラスチックスクラップ等」を製造することは、「完成品の製造工程」に当たるのか。次回、私どもの製造工程の写真を示し、実態を見ながら議論したい。

寺園委員（座長、国立環境研究所）

スクラップヤードは法律上の名称ではなく、規制対象の範囲をどこで線引きするかを議論している段階である。規制強化が自分たちの仕事に影響するとの懸念は理解する。一方、規制を強化しようとしている対象のヤード事業者を、この場に呼べていないのも現状である。必要以上に規制を強めず、生活環境保全上の支障が生じない範囲を年度内に整理する必要がある。次回、各業界から実際の工程や対象物の写真等を示していただき、認識を共有したい。

環境省：塚原企画官

土本委員から御意見があったとおり、今回示した「完成品の製造工程」及び「再生原料」の考え方を踏まえ、各業界のプロセスや法令対応の実態について、次回の検討会で説明いただきたい。

また、平野委員から御質問のあった消防法におけるプラスチックの範囲については、消防庁から回答いただきたい。

消防庁 危険物保安室

これまでの各委員ご意見等を踏まえると、スクラップヤードのイメージは人によって異なるかと思うが、資料 10 ページ右下のように、様々な物が混在し、内容物が分からない雑品スクラップ等は、指定可燃物として判断できず、消防法の規制をかけられないのが実態である。一方、資料 11 ページの「単一素材のプラスチックスクラップ等」のように、一つの素材で、不燃性又は難燃性でないことが明らかな物が一定量集まっている場合は、指定可燃物に該当する。ただし、今般の法改正の検討で示されたスクラップヤードの資料や写真等を確認した限りでは、様々な物が混在する物が多く、消防法が適用されない場合が多いと考えているところ。

土本委員（全日本プラスチックリサイクル工業会）

今回の法律に反対しているという趣旨ではない。資料に示されたスクラップヤードのイメージと実際の業界のイメージを合わせることが重要であり、「単一素材のプラスチックスクラップ等」が「完成品の製造工程」に該当するかを質問したものである。

環境省：大川参事官

土本委員から御質問のあった、資料２の「６．消防法」のスライド中にある「単一素材のプラスチックスクラップ等」を製造する工程が「完成品の製造工程」に該当するかについては、今後の議論である。何を「完成品」とするかは、金属やプラスチックの種類によって異なるため、次回、関係者から意見を伺いたい。

寺園委員（座長、国立環境研究所）

「完成品の製造工程」及び「再生原料」の考え方は、今回の議論の重要な論点である。規制対象から外れる物が完成品又は再生原料であるという方向性を示した段階であり、次回以降、実態に合うかどうか認識を合わせたい。

（3）自治体へのヒアリング

庄山委員（千葉県）から資料３、窪田委員（三重県）から資料４を説明した。

委員からの意見や質問は以下のとおり。

寺園委員（座長、国立環境研究所）

千葉県からは、廃掃法が有害使用済機器の届出制度のみの中で、県レベルで条例を制定した経験を基に、今回の検討内容について説明いただいた。三重県は条例を設けておらず、既存法令で対応してきたが、それでも生活環境保全上の支障が生じているという課題を御説明いただいたと理解している。このヤードの問題については、検討会や小委員会で数年間、有害使用済機器の制度だけで対応できるかを議論してきたが、対応は難しく、メリット・デメリットの双方を踏まえても、全国的な規制が必要との結論に至り、今回の廃棄物処理法改正につながったと改めて認識した。千葉県、三重県の説明に対して、御質問や御意見をいただきたい。

木谷委員（日本鉄リサイクル工業会）

千葉県の状況はある程度承知していたが、三重県については初めて伺った。特に、中国系のスクラップヤードがこれほど多いことに驚いた。可能であれば、どの程度の速度で増加したのか、時系列で確認できるとよいと思う。条例がない中、十分な規制手段を持たずに対応しなければならない自治体の状況も理解した。こうした自治体の実態があるため、金属スクラップヤード等を全国的に規制する必要があるという環境省の考えにつながったことも理解した。その上で、千葉県から説明のあった騒音や飛散・流出、高さ等について、個別事象ごとに規制を強化すると、最大公約数的に規制が際限なく厳しくなるおそれがある。私ども鉄リサイクル業界は、環境省の取組や本検討会での規制に反対し、何も変えるべきでないと申し上げている訳ではない。個別規制を積み上げる以外のアプローチの方が、実効性を高められるのではないかと考えている。大多数のリサイクル業者は地域と共生し、何十年も事業を営んでいる。問題を起こしているのは、地域と共生する意思がなく、地域住民への騒音、振動、悪臭等に配慮せず、行政が指導しても十分に対応しない事業者だと思う。こうした事業者に対し、騒音、高さ、飛散・流出等を一つずつ指導し、業務停止等の措置を講じようとすると、行政コストが非常に大きく、実効性を確保しにくいと考える。そこで、許可申請時の審査書類として、法人の登記簿、法人税・消費税の納税証明書、従業員名簿、給与支払調書、所得税の納付状況等を確認し、適正な事業基盤がない場合は最初から許可しない方法が有効ではないか。地域住民への説明会にも一定の効果はあると思うが、法人として適正に登記し、納税や雇用管理を行っているかを確認する方が、不適正な事業者の排除には実効的だと考える。

窪田委員（三重県）

外国人事業者がいつから、どのように増えたかは、今回の調査で初めて把握したため、

推移は分からない。ただし、地域の外国人事業者と共生しながら進める観点は必要である。立入検査では、日本の文化や風習を理解していない事業者もいる。例えば、お盆や正月が特別な時期ではないため、元日から作業する場合があるが、実際に話をすると、適切に対応していただける。法律による規制の根拠を整え、行政が事業者と話す機会を設け、日本語が分かる方を常駐させることで、地域との共生につながると考えている。

環境省：大川参事官

悪質な事業者をいかに排除していくかについて、環境面の基準適合の確認だけで対処するのかという御指摘をいただいた。今回、許可をする際には、経理的基礎や技術的基礎を確認し、それらが確認できない事業者には許可をしない制度となっている。環境面だけでなく、経理的基礎や技術的基礎の確認も含めて、不適正な事業者に対処していきたい。

寺園委員（座長、国立環境研究所）

既存法令では対応が難しかったことについて、千葉県、三重県から説明いただいた。現在もヤードによる迷惑を受ける方がおり、全てが悪い事業者ではないが、現に生活環境保全上の支障を受ける方々がいる。今回の改正廃棄物処理法により、こうした問題に対応できる可能性が生じたと考えている。労働安全衛生関係法令や都市計画法等による対応も考えられるが、ここでは廃棄物処理法を議論している。次回以降、実態に合う点、合わない点や具体例を示していただき、年度内には落としどころを整理するために御協力いただきたい。

事務局の塚原企画官から円滑な議事の進行に感謝を申し上げた。